

## 北九州市立地適正化計画の改定に関連する運用の見直し

### 1. 見直しの目的

令和6年3月に改定を予定している北九州市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）では、新たに防災指針を策定し、居住誘導区域に「津波災害特別警戒区域」及び「浸水被害防止区域」、「土砂災害警戒区域」等を含まないと整理することを踏まえ、「区域区分見直しの基本方針」及び「市街化調整区域において定める地区計画に関する運用基準」を一部見直すもの。

### 2. 見直しの概要

#### (1) 区域区分見直しの基本方針

令和元年12月に策定した、北九州市区域区分見直しの基本方針（以下「基本方針」という。）は、コンパクトなまちづくりを推進するため、適切な土地利用の誘導が出来るよう、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しの基準をまとめたものである。

今回の立地適正化計画の改定に伴い、基本方針に定める「3-3.市街化調整区域から市街化区域への変更（市街化編入）」について、防災指針に整合するよう、市街化区域へ編入できない区域としていた「津波浸水想定区域」を、「津波災害特別警戒区域」に見直し、「浸水被害防止区域」を追加する。

#### (2) 市街化調整区域において定める地区計画に関する運用基準

平成21年11月に策定した、市街化調整区域において定める地区計画に関する運用基準（以下「運用基準」という。）は、本市の市街化調整区域における地区計画の策定について、区域区分の主旨を踏まえ、市街化調整区域における秩序ある土地利用の誘導や、農林水産業の振興、地域の活性化等に寄与するような、住民主体のまちづくりを推進するため、策定したものである。

今回の立地適正化計画の改定に伴い、運用基準に定める「第5条 地区計画区域の適用制限」について、防災指針に整合するよう、地区計画が策定できない区域に「津波災害特別警戒区域」、「浸水被害防止区域」、「土砂災害警戒区域」を追加する。

### 3. 運用の開始

基本方針及び運用基準ともに、令和6年4月を予定